

資料編

資料編

●第5期鹿児島市地域福祉計画の策定経過

- ・鹿児島市地域福祉計画推進委員会

年度	回	開催日	主な内容
令和2年度	第1回	8月11日	・第5期地域福祉計画策定の趣旨等
	第2回	2月9日	・市民アンケート調査結果 ・民生委員・児童委員アンケート調査結果 ・第5期地域福祉計画の骨子案（方向性）
令和3年度	第1回	8月11日	・第5期地域福祉計画（素案）
	第2回	10月12日	・第5期地域福祉計画（素案）
	第3回	2月（書面）	・パブリックコメント手続の実施結果 ・第5期地域福祉計画（案）

- ・鹿児島市地域福祉計画地区福祉推進会議

年度	回	開催日	主な内容
令和2年度	第1回	7月14日 ～22日	・第5期地域福祉計画策定の趣旨等
	第2回	1月14日 ～22日	・市民アンケート調査結果 ・民生委員・児童委員アンケート調査結果 ・第5期福祉計画の骨子案（方向性）
令和3年度	第1回	7月9日 ～20日	・第5期地域福祉計画（素案）
	第2回	10月（書面）	・第5期地域福祉計画（素案）
	第3回	1月（書面）	・パブリックコメント手続の実施結果 ・第5期地域福祉計画（案）

- ・鹿児島市地域福祉計画庁内推進委員会

年度	回	開催日	主な内容
令和3年度	第1回	6月4日	・第5期地域福祉計画（素案）
	第2回	9月（書面）	・第5期地域福祉計画（素案）
	第3回	1月（書面）	・パブリックコメント手続の実施結果 ・第5期地域福祉計画（案）

- ・市民アンケート

実施時期：令和2年9月

対象者：16歳以上の市民3,500人（無作為抽出）

回答者数：2,076人

- ・民生委員・児童委員アンケート

実施時期：令和2年9月～10月

対象者：民生委員・児童委員（定数1,067人）

回答者数：1,013人

- ・第5期鹿児島市地域福祉計画（素案）に係るパブリックコメント手続

実施時期：令和3年12月15日（水）～令和4年1月19日（水） 36日間

意見の提出者数（件数）：25人（78件）

- 鹿児島市成年後見制度推進協議会

年度	回	開催日	主な内容
令和3年度	第1回	6月（書面）	・成年後見制度利用促進計画（素案）
	第2回	8月（持ち回り）	・成年後見制度利用促進計画（素案）
	第3回	11月24日	・成年後見制度利用促進計画（素案）
	第4回	2月（書面）	・パブリックコメント手続の実施結果 ・成年後見制度利用促進計画（案）

- 再犯防止推進計画の策定経過

令和2年度から3年度にかけて、関係機関等や庁内関係課と協議・調整を行った。

●鹿児島市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の推進に当たり、学識経験者等の意見を反映させるため、鹿児島市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の進行状況の確認及び推進のための方策の検討に関すること。
- (2) 地域福祉計画の見直しに関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに、当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 次に掲げる者で公募に応じたもの 6人以内
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 社会福祉事業経営団体の代表者 4人以内
- (4) 社会福祉活動を行う団体の代表者 12人以内
- (5) 行政の代表者 4人以内

(委員長等)

第4条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理し、推進委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進委員会の庶務は、健康福祉局福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年2月15日から施行する。

(鹿児島市地域福祉計画市民委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 鹿児島市地域福祉計画市民委員会設置要綱（平成14年7月2日制定）
- (2) 鹿児島市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成14年7月12日制定）
- (3) 鹿児島市地域福祉計画地区福祉計画策定委員会設置要綱（平成14年7月12日制定）

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

●鹿児島市地域福祉計画地区福祉推進会議設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の地区ごとにおける推進に当たり、市民等の意見を反映させるため、次に掲げる地区ごとに当該各号に定める地域福祉計画地区福祉推進会議を設置する。

- (1) 中央地区（本市の区域のうち各支所の所管区域に属する地域以外の地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画中央地区福祉推進会議
- (2) 谷山地区（谷山支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画谷山地区福祉推進会議
- (3) 伊敷地区（伊敷支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画伊敷地区福祉推進会議
- (4) 吉野地区（吉野支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画吉野地区福祉推進会議
- (5) 桜島地区（桜島支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画桜島地区福祉推進会議
- (6) 吉田地区（吉田支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画吉田地区福祉推進会議
- (7) 喜入地区（喜入支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画喜入地区福祉推進会議
- (8) 松元地区（松元支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画松元地区福祉推進会議
- (9) 郡山地区（郡山支所の所管区域に属する地域をいう。） 鹿児島市地域福祉計画郡山地区福祉推進会議

(所掌事項)

第2条 前条各号に掲げる地域福祉計画地区福祉推進会議（以下「地区会議」という。）の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区ごとにおける地域福祉計画の推進のための方策の検討に関すること。
- (2) 鹿児島市地域福祉計画地区福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) 鹿児島市地域福祉計画推進委員会への提言に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 地区会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次の各号に掲げる選任区分ごとに、当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者で公募に応じたもの 3人以内
 - ア 市内に居住する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
- (2) 学識経験者 1人以内
- (3) 社会福祉活動を行う団体の代表者 6人以内
- (4) 行政の代表者 3人以内

(委員長等)

第4条 地区会議に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、各地区の地区会議を代表し、会務を総理し、当該地区会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 次の各号に掲げる地区の地区会議の庶務は、当該各号に定める課において処理する。

- (1) 中央地区 健康福祉局福祉部地域福祉課
- (2) 谷山地区 健康福祉局谷山福祉部福祉課
- (3) 伊敷地区 健康福祉局福祉部伊敷福祉課

- (4) 吉野地区 健康福祉局福祉部吉野福祉課
- (5) 桜島地区 健康福祉局福祉部桜島保健福祉課
- (6) 吉田地区 健康福祉局福祉部吉田保健福祉課
- (7) 喜入地区 健康福祉局谷山福祉部喜入保健福祉課
- (8) 松元地区 健康福祉局福祉部松元保健福祉課
- (9) 郡山地区 健康福祉局福祉部郡山保健福祉課
- (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地区会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

●鹿児島市地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に基づく地域福祉施策の推進を図り、併せて地域福祉行政を円滑に行うために、鹿児島市地域福祉計画庁内推進委員会（以下「庁内推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉計画に基づく各部署の具体的施策の推進に関すること。
- (2) 地域福祉施策に関する総合的な連絡調整に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関すること。

(組織)

第3条 庁内推進委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉局福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、健康福祉局すこやか長寿部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、庁内推進委員会を代表し、会務を総理し、庁内推進委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 庁内推進委員会の所掌事項に関する具体的な事項について調査検討させるため、庁内推進委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、調査検討した結果を、庁内推進委員会に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、健康福祉局福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、健康福祉局すこやか長寿部長長寿支援課長をもって充てる。
- 6 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 幹事長等の職務及び幹事会の会議については、前2条の規定を準用する。
- 8 幹事会に、必要に応じ、幹事会における調査検討に係る資料等の作成のため、関係課の職員をもって組織するワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 庁内推進委員会及び幹事会の庶務は、健康福祉局福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年2月7日から施行する。

(鹿児島市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 鹿児島市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱（平成14年6月3日制定）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年5月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

別表第1（第3条関係）

企画財政局企画部長

危機管理局次長

市民局市民文化部長

市民局人権政策部長

環境局環境部長

健康福祉局谷山福祉部長

健康福祉局保健部長

こども未来局次長

産業局産業振興部長

建設局都市計画部長

教育委員会事務局教育部長

別表第2（第6条関係）

企画財政局企画部政策企画課長

危機管理局危機管理課長

市民局市民文化部地域振興課長

市民局人権政策部人権推進課長

環境局環境部環境政策課長

健康福祉局谷山福祉部福祉課長

健康福祉局保健部保健政策課長

こども未来局こども政策課長

産業局産業振興部雇用推進課長

建設局都市計画部都市計画課長

教育委員会事務局教育部青少年課長

●鹿児島市成年後見制度推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 認知症、知的・精神障害等により判断能力が不十分な人を適切に成年後見制度の利用につなげる地域連携の仕組みを構築することを目的として、関係する機関及び団体が連携を強化し、成年後見制度の利用促進等についての意見交換、情報共有等を図るため、鹿児島市成年後見制度推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関する事項
- (2) 成年後見制度に係る機関及び団体の連携に関する事項
- (3) 鹿児島市成年後見センターの運営に関する事項
- (4) その他成年後見制度の利用促進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員21人以内をもって組織し、次に掲げる団体又は機関を代表する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 専門職団体
- (2) 相談機関
- (3) 医療・福祉関係団体
- (4) 民間・地域関係団体
- (5) 行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、他の委員の任期中に新たに委員となる者の任期は、他の委員の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により、これを定める。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総理し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、会長及び委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、協議に必要があるときは、関係者を会議に出席させて意見を求めることができる。

(報償金)

第8条 委員（行政機関の職員を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内で市長が定める報償金を支払うことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において処理する。

(守秘義務)

第10条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日及び新たな任期が始まる日以後最初に開かれる会議の招集については、健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課において処理する。

●再犯防止に関する取組

・本市の主な取組

(1) 国・県・民間団体等との連携強化

事業・取組	取組内容	所管課
犯罪被害者支援センター補助事業	公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターに負担金を交付する。	安心安全課
再犯防止推進計画に係る事務	国や県、民間団体等と横断的な連携ができるよう、定期的に情報交換や情報共有を行う。 関係機関や団体等を通じて支援を必要とする対象者に市の再犯防止に関する取組等を総合的に案内できるように、包括的な把握に努める。	地域福祉課

(2) 就労・住居の確保のための取組

事業・取組	取組内容	所管課
鹿児島保護区保護司会との協定による就労支援	鹿児島保護区保護司会と締結している協定に基づき、保護観察に付されている者の就労を支援することにより、その再犯及び再非行の防止並びに社会復帰の促進を図る。	人事課
協力雇用主等に対する優遇措置	建設工事等競争入札参加者の格付や総合評価落札方式による一般競争入札の採点において、鹿児島県協力雇用主等に対する優遇措置を行う。	契約課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し、相談支援、就労支援等の必要な支援を行う。 住居確保給付金を支給することで、安定した就労活動ができるようにする。	保護第一課
被保護者就労支援事業	就労支援員を設置し、就労指導等を実施することで、被保護者の自立助長を図る。	保護第一課
就職困難者等雇用促進助成事業	市内在住の就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた市内の中小企業の事業主に対して奨励金を支給する。	雇用推進課
障害者技能向上支援事業	障害者の雇用促進につなげるため、特別支援学校の生徒を対象に技能体験教室を実施し、技能向上の機会を提供するとともに、職業技能を競い合うアビリンピックへの出場を目指す従業員を雇用している事業主に対し、技能習得に要する経費を助成する。	雇用推進課
労政広報紙発行事業	国、県、市及び関係機関の労働対策、労働福祉及び商工関係の施策の広報・啓発を図るため、「中小企業のひろば」を発行する。	雇用推進課
かごしま市しごと情報ナビ	国や県、市などさまざまな機関の仕事に関する情報をわかりやすく案内する。	雇用推進課
住宅困窮者への市営住宅の提供	保護観察対象者等を含む住宅困窮者への市営住宅の提供に努める。	住宅課

(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

事業・取組	取組内容	所管課
男女共同参画センター相談事業	主に女性が抱える様々な問題について男女共同参画の視点を持ってその相談に対応し、相談者自身が自己解決に向けて力をつけていけるように支援する。	男女共同参画推進課
高齢者福祉相談員設置事業	ひとり暮らし高齢者等安心通報システム及び高齢者福祉電話利用者等に対する安否確認や、高齢者の各種相談等を行う。	長寿支援課
地域包括支援センター運営事業	地域ケア会議等の開催による関係機関との連携を図る。地域包括支援センター職員の研修実施による資質向上等を図る。	長寿あんしん課
老人措置費	環境上及び経済的な理由により、居宅において養護を受けることが困難な原則65歳以上の高齢者について、養護老人ホームへの入所措置を行う。	長寿あんしん課
成年後見制度利用促進事業	認知症等により成年後見人等による支援が必要な人を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターを設置・運営し、制度の利用促進を図る。	認知症支援室
成年後見制度利用支援事業	後見等開始の審判を申し立てる人がいない認知症高齢者等のために、審判の申立てを行う。また、後見人等報酬の助成を行い、認知症高齢者等判断能力の不十分な人の支援を行う。	認知症支援室 障害福祉課 保健支援課
認知症オレンジサポーター養成事業	認知症の人や家族を支援するため、認知症サポーター及び認知症等見守りメイトを養成するとともに、認知症介護教室を実施する。	認知症支援室
認知症初期集中支援推進事業	認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。	認知症支援室
民生委員・児童委員指導事業	担当区域での訪問活動等により、高齢者や障害がある方の福祉に関することや子育てなどの不安に関する様々な相談・支援を実施している民生委員・児童委員に研修等を行い、関係機関・団体等との連携強化を図る。	地域福祉課
民生委員・児童委員見守り活動支援事業	支援が必要な地域住民の早期発見につなげるために民生委員・児童委員の地域での見守り活動への支援を行う。	地域福祉課
見守り活動における協力協定	協力事業者・市民生委員児童委員協議会・鹿児島市の三者間で協力協定を締結し、地域での高齢者や障害者等の見守り活動の充実を図る。	地域福祉課
地域福祉推進事業 (地域福祉支援員の配置)	地域福祉支援員を配置し、校区社会福祉協議会など地域の関係団体等と連携を図りながら、地域住民の悩みや相談に対して支援を行う。	地域福祉課
ホームレス巡回相談指導事業	ホームレスの人に対し、巡回相談等を行い、必要に応じて、総合相談窓口や生活保護等の申請、救護施設への入所及び健康診断の受診等について指導を行う。	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業【再掲】	生活困窮者に対し、相談支援、就労支援等の必要な支援を行う。	保護第一課

事業・取組	取組内容	所管課
被保護者自立促進事業	被保護者の個々の状況などに応じた方針に基づき、就労支援や健康管理支援等の必要な支援を行う。	保護第一課
鹿児島市基幹相談支援センター事業	障害者等の福祉に関する様々な問題について障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他、障害者等の権利擁護のために相談支援の基幹となる相談支援センターの運営を行う。	障害福祉課
障害福祉サービス等情報公表制度	事業者から報告を受けた障害福祉サービス等情報について公表し、就労支援事業所に係る周知を行う。	障害福祉課
障害福祉サービス給付事業	障害者個々の心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、適切なサービスの支給を行う。	障害福祉課 保健支援課
精神保健福祉推進事業	精神保健福祉相談員や嘱託の精神科医による、精神障害者や家族からの相談等に応じ、適切な助言・指導を行う。精神障害者の退院後、地域で円滑に生活ができるよう精神保健福祉相談員や嘱託の精神科医による精神障害者や家族等への相談に応じる。精神保健福祉についての講演会やイベントを通し、精神疾患についての正しい知識の普及啓発に努める。	保健支援課
婦人相談員による相談	女性の身上及び生活への相談、助言や夫等からの暴力に関する相談対応等を行う。	こども福祉課
家庭児童相談員による相談	家庭における児童養育上の諸問題に対し、関係機関等と連絡調整を図りながら、助言指導等を行う。	こども福祉課
要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の早期発見と防止等に努めるため、要保護児童等への支援が円滑に機能するよう、関係機関・団体等との連携を図る。	こども家庭支援センター
子ども家庭見守り相談支援員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、継続的な支援を行っている子どもの定期的な状況確認等を行う。	こども家庭支援センター

(4) 非行の防止と、学習支援等の実施のための取組

事業・取組	取組内容	所管課
民生委員・児童委員による相談、見守り活動	主任児童委員が、学校や関係行政機関、地区の民生委員・児童委員と協力して、虐待や非行、育児不安など、子どもと親の抱える問題に対して相談と支援活動を実施する。	地域福祉課
生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業	家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり学習習慣が十分に身につけていない小学5・6年生・中学生への学習・生活支援を、教員OBや大学生等の協力により実施することで、進学意欲の向上や居場所づくりを図る。	保護第一課
青少年育成委員による街頭声かけ活動	委嘱された青少年育成委員が、学校や関係機関・団体との連携のもと、本市における青少年の健全育成を図るため、街頭声かけ活動を通して、問題行動の未然防止、早期発見・指導に努める。	青少年課

事業・取組	取組内容	所管課
社会教育指導員（育成センター職員）による電話相談	育成センター職員が、青少年及び保護者等から、青少年に関する諸問題について、電話又は来所による相談に応じる。	青少年課
小・中・高等学校生徒指導主任・担当者会の開催（年3回）	いじめや非行等の問題行動や、不登校についての積極的な生徒指導の推進を図る。	青少年課
三署別中学校生徒指導担当者連絡会の開催（年3回）	三警察署（中央、西、南）の地区毎に、中学校生徒の健全育成を図ることを目的に喫緊の生徒指導上の諸問題について情報の共有を行う。	青少年課
フレンドシップ支援事業	フレンドシップ（適応指導教室）を開設し、様々な要因で登校できない児童生徒への支援を行う。また、不登校児童生徒の中で希望する家庭に学習支援員を派遣する。	青少年課

（5）民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進のための取組

事業・取組	取組内容	所管課
人権啓発活動事業	「刑を終えて出所した人」に対する差別、偏見を人権課題として捉え、市民一人ひとりが様々な人権問題について、正しい認識と理解を深め、人権尊重意識の普及高揚を図るため、啓発資料等を作成し、広く市民、企業等に広報啓発を行う。	人権推進課
鹿児島保護区保護司会に対する補助金	団体の活動を助成し、本市における犯罪の防止及び更生保護活動の活発化を図る。	地域福祉課
“社会を明るくする運動”への参加	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”に参加し、再犯防止に関する地域での理解の促進を図る。	地域福祉課
「育成センターだより」の作成・配布	少年非行のすう勢や育成センターの活動の様子などを掲載し、毎月、学校や関係機関・団体に配布する。	青少年課
「非行防止啓発チラシ」の作成・配布	少年非行やSNS等に関する内容を記載し、年1回、夏期休業前に市内の全中学校・高等学校に配布する。	青少年課
人権教育推進事業	すべての人々の人権が、真に尊重される社会の実現をめざして、研修会や講演会の実施、啓発冊子・地域公民館だよりによる啓発、DVD、書籍の購入・活用等を通じて様々な人権問題に関する学習機会の拡充や人権問題についての正しい理解と認識を深める。	生涯学習課

・関係機関等の主な取組

【鹿児島保護観察所】

事業・取組	取組内容
薬物を始めとした、依存症を持つ保護観察対象者やその家族への支援	①処遇プログラムの実施 ②引受人・家族会 ③地域支援の在り方検討 ④薬物依存症回復支援研修会の開催
就労支援	保護観察対象者等への就労支援（ハローワークや協力雇用主、就労支援事業者機構等との連携）を行う。
高齢・障がい保護観察対象者等への援護	医療・福祉サービスが必要な保護観察対象者等への支援（医療・福祉機関との連携）を行う。
住居支援を要する保護観察等対象者への援護	住居支援が必要な保護観察対象者等への支援（居住支援法人、市営住宅担当との連携）を行う。
犯罪予防活動事業	保護区保護司会を中心する更生保護ボランティア団体と協力して、“社会を明るくする運動”や再犯防止にかかる広報啓発活動を実施する。

【鹿児島地方検察庁】

事業・取組	取組内容
鹿児島保護観察所との連携による支援	更生保護法に基づく更生緊急保護（勾留等により身体を拘束されていた者が起訴猶予処分等でその拘束を解かれたときに、金品の給与・貸与、宿泊場所の供与等を行う制度）の重点実施を活用して、保護観察所と連携し、生活指導や福祉サービス等に係る調整、就労支援等の社会復帰支援を行う。
公益社団法人鹿児島県社会福祉士会との連携による支援	地域において継続した福祉サービス等の支援の必要があると認められる被疑者等に対して、社会福祉士に支援方法について助言を受けたり、適切な受入施設等との調整を依頼して、福祉サービス等につなげる支援を行う。

【法務少年支援センターかごしま（鹿児島少年鑑別所）】

事業・取組	取組内容
地域援助	少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などを行う。

【鹿児島保護区保護司会】

事業・取組	取組内容
「心の相談室」事業	罪を犯した人たちの「居場所づくり」として、専門スタッフ保護司2名を配置し、毎月第4土曜日にサポートセンター内で「よろず相談」を開設。また、絵手紙づくり、しめ縄づくり、トン汁会、ぜんざい会等の四季折々の活動を展開。保護観察期間終了者も気軽に立ち寄れるよう相談コーナーを常設し、社会的孤立の回避や支援に努める。

事業・取組	取組内容
“社会を明るくする運動”等啓発事業	<p>①毎年7月を“社会を明るくする運動”（社明運動）強調月間として再犯防止広報活動の市電中吊り広報ポスターの掲示や「FMぎんが」ラジオ放送20秒CM事業を展開し、市民の意識啓発高揚に努める。</p> <p>②7支部それぞれが、年間を通じ“社明運動”や“防犯運動”の街頭キャンペーン、関係団体と連携したミニ集会等を随時に開催し、再犯防止に向けた積極的な意識啓発活動に取り組む。</p> <p>③市と連携し、「鹿児島市安心安全まちづくり大会」の開催会場や「市民生き生きスポ・レクフェスタ」のスポーツ大会競技会場で、“社明・防犯運動”の街頭キャンペーンを実施。支部毎に幸せの「黄色いノボリ旗」を掲げ、会場を訪れる人たちに「社明・防犯グッズ」を配布し、更生保護の理解・啓発の呼び掛けを行う。</p>

【更生保護法人草牟田寮（更生保護施設）】

事業・取組	取組内容
担任制による処遇	<p>担任制により、個別面談や集団処遇による金銭管理指導、就労支援、規則正しい生活指導、SST（SocialSkillsTraining（社会生活技術訓練））、法律相談等を実施し、再犯防止に努める。</p> <p>また、アルコールや薬物に依存傾向がある対象者に対しては、専門病院受診を支援し、プログラム受講を指導する。</p> <p>更に、精神障害を持つ対象者に対しては、専門病院受診後、自立支援医療を活用した訪問看護サービス利用の支援を行う。</p>
フォローアップ事業	<p>「繋がり」「孤立防止」「退寮後の生活相談、安否確認、行事への案内等の支援」を目的に通所・往訪・電話等により退寮生と連絡を取ることで再犯防止に努める。</p>

【鹿児島市更生保護女性会】

事業・取組	取組内容
“社会を明るくする運動”推進事業	<p>街頭キャンペーンや地域での更生保護活動のチラシやグッズの配布を通じて犯罪予防活動の広報を行う。</p> <p>青少年健全育成や地域連携（地域を編む）活動として子育て支援・ミニ集会活動を実施する。</p>
再犯防止推進活動	<p>更生保護施設への炊事奉仕活動を行い、入所者に「家庭のぬくもり、おふくろの味」を提供する。</p>

【郡山地区更生保護女性会】

事業・取組	取組内容
再犯防止推進活動	<p>「ひまわり教室」を三者連携活動として参画し、保護観察終了者、刑務所出所者等の居場所づくりの活動を行う。</p>

【鹿児島地区BBS会】

事業・取組	取組内容
非行防止推進活動	<p>非行少年等の理解者となって「ともだち活動」やグループワークを行い、少年たちの成長を共に支援する。</p>

事業・取組	取組内容
青少年健全育成推進活動	児童自立支援施設や児童養護施設が実施する地域行事に参加し、交流を通じて少年たちの激励、支援を行う。 保護観察所の企画する社会貢献活動に参加して、参加者との交流を通して激励、支援を行う。

【鹿児島県協力雇用主会】

事業・取組	取組内容
会員開拓	刑務所出所者等の雇用に協力する意思のある協力雇用主を多様な業種から開拓する。
矯正施設視察研修	矯正施設内の処遇・施策に対する協力雇用主の理解を深め、刑務所出所者等の雇用の促進を図る。
育成助成金交付	地区協力雇用主会へ助成金を交付し、地域での再犯防止及び就労支援活動を支援する。
自治体への働きかけ	協力雇用主の周知・社会的評価の向上を目指し、自治体へ入札時の優遇措置導入を働きかける。
協力雇用主の表彰	就労支援事業に協力のあった雇用主を表彰する。

【鹿児島県地域生活定着支援センター】

事業・取組	取組内容
地域生活定着促進事業	高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・(コーディネート業務) 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行う。 ・(フォローアップ業務) 矯正施設退所者を受け入れた施設等への助言等を行う。 ・(被疑者等支援業務) 被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う。 ・(相談支援業務) 犯罪をした人・非行のある人等への福祉サービス等についての相談支援を行う。 ・関係機関とのネットワークを形成し、ソーシャルインクルージョンの実現へ向け、積極的に周知・啓発活動を行う。

【鹿児島県弁護士会】

事業・取組	取組内容
法律相談	各種法律相談に応えるため法律相談センターを県弁護士会館内に常設。多重債務については、特別に「多重債務者専用相談」の窓口を設ける。
福祉的支援の連携	刑事弁護手続において、釈放された後の生活に福祉的支援の必要がある被疑者・被告人に対して、社会福祉士とともに弁護活動を行い、釈放後に具体的支援を実践することによって被疑者・被告人に対する福祉的支援を行う。

●用語解説

【あ行】

・IT

Information Technologyの略。情報技術。

・SNS

Social Networking Serviceの略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービス。

・NPO

Non-Profit Organizationの略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体。

【か行】

・校区社会福祉協議会

概ね小学校区単位で組織され、町内会や地区民生委員児童委員協議会、PTA、あいご会などで構成し、さまざまな福祉活動に取り組んでいる。

・後見（成年後見制度の類型）

判断能力が欠けているのが通常の状態、重度の認知症や知的・精神障害のために日常生活を送るのが困難な人が対象となる。

【さ行】

・社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

・住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮を要する方。

・小地域ネットワーク

校区社会福祉協議会や地域コミュニティ協議会、町内会、民生委員・児童委員等が連携を図りながら、日常生活圏域において、さまざまな福祉活動を行うほか、悩みや不安を抱えている人に対して支援を行う仕組み。

【た行】

・ダブルケア

同時期に介護と育児の両方に直面すること。

・地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

・地域コミュニティ協議会

小学校区単位で組織され、町内会やNPO、事業所、医療機関、福祉施設など幅広い団体で構成し、地域課題の解決や地域資源の活用など地域主体のまちづくりに連携・協力して取り組んでいる。

・地域福祉支援員

地域福祉館と連携を図りながら、各種団体等の連携支援と小地域ネットワーク活動の活性化や地域情報の把握及び各種団体への橋渡し、団体や個人からの相談への対応、地域ボランティアの活性化などに取り組んでいる。

・地域福祉ネットワーク

地域福祉館等や地域福祉支援員が、小地域ネットワークにおける福祉活動の充実を図るため、福祉活動に対する助言や情報提供、地域の団体の連携促進や交流の場の提供、福祉に関する相談への対応などの支援を行う仕組み。

・地域連携コーディネーター

地域コミュニティプランの策定やプランに基づく活動等の支援を行い、組織間の連携・協働を進める推進役として、コミュニティビジョンの推進を図っている。

・地域連携ネットワーク（成年後見制度）

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人々が、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組み。

・DV

Domestic Violenceの略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力（大声で怒鳴る、無視するなど）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなど）など多岐にわたる。

【は行】

・8050問題

80代の親とひきこもり状態にある50代の子どもが同居する世帯が抱えるさまざまな問題。

・避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。

・プラットフォーム

周辺よりも高くなった水平で平らな場所。本計画では、分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、更なる展開が生まれる場。

・保佐（成年後見制度の類型）

判断能力が著しく不十分で、中程度の認知症や知的・精神障害のために不動産の売買など、重要な財産行為が一人でできない人が対象となる。

・補助（成年後見制度の類型）

判断能力が不十分で、軽度の認知症や知的・精神障害のために重要な財産行為を一人で行うには不安がある人が対象となる。

・ボランティアセンター

ボランティア活動における地域における拠点として、県や市町村の社会福祉協議会等に設置されたセンター。ボランティア活動の相談、あっせん、情報提供、啓発など総合的にボランティア活動を促進している。

【ま行】

・民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、子どもたちの見守りや子育て相談・支援等を行う児童委員を兼ねている。

【や行】

・ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

あなたとわくわく



マグマシティ

鹿児島市

マグマ、それは、桜島が宿すエネルギー。
それは、大らかであたたかく、時に熱い人々の心。
そして、人と人とが紡ぎだす、未来への力。

ここは、みんなの思いをあわせ、
夢へと向かっていける「マグマシティ」。

もっとつながりたくなる、夢をかなえたいくなる、ここで暮らしたくなる……。
わくわくする明日を、あなたと。



第5期鹿児島市地域福祉計画

発行日：令和4年6月

発行：鹿児島市

編集：鹿児島市（健康福祉局 福祉部 地域福祉課）

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

TEL 099-216-1245 FAX 099-223-3413



GREEN PRINTING JPM
P-B10284
この印刷製品は、環境に配慮した
資材と工場で製造されています。